

令和3年6月11日  
事務連絡

各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

### 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）については、「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の再支給の申請期間の延長及び職業訓練受講給付金との併給について」（令和3年6月4日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）において変更を予定している旨をお示ししたところですが、本日令和3年6月11日に生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第102号）（以下「規則」という。）が公布され、本日から施行されます。

改正の概要等については、下記のとおりですので、引き続き円滑な運用にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 住居確保給付金の再支給の申請期間の延長について

住居確保給付金の支給が終了した方に対して、令和3年2月から6月末までの間、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間に限り再支給を可能としてきたところですが、今般の規則改正により、本特例の申請の期間を令和3年9月30日まで延長します。

申請を開始する時期は、生活困窮者自立支援法施行規則改正後（令和3年6月11日）です。なお、本特例による再支給の申請は1度限りとします。

#### 2 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給について

省令改正後の施行日から令和3年9月30日までの間に住居確保給付金の申請をした者は、当該申請を受けて支給する住居確保給付金については、職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

また、施行日の前日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給

付金との併給を可能とします。ただし、令和3年5月以前の支給を除きます。

なお、本併給措置の活用を進めていくためには、職業訓練受講給付金を所管しているハローワークと自立相談支援機関が連携して周知等を行うことが重要です。

各自立相談支援機関におかれましては、ハローワークとのより一層の連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、ハローワーク及びハローワークを所管する都道府県労働局から、求職者支援制度に係るリーフレットの配付や周知用バナーの掲載等に係る協力依頼があった場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上